

平成27年第4回伊佐市議会臨時会

提案理由説明

○ 説明順

議案第57号～議案第60号

平成27年8月20日提出

伊佐市長

平成 27 年第 4 回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、まず、議案第 58 号「夢さくら館の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、2 社の応募があったため、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、答申を得たところであります。この答申に基づき株式会社カミチクを指定管理者として指定し、指定期間を平成 27 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 6 年間としたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 57 号「平成 27 年度伊佐市一般会計補正予算（第 4 号）」について提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、夢さくら館の指定管理に係る費用について追加の措置を講じたものであります。

商工費に指定管理に係る委託料、設備の点検及び修繕に要する費用を新たに措置しております。

これらの財源につきましては、地方交付税に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 183 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 171 億 7,630 万 5 千円とするものであります。

このほか、債務負担行為に夢さくら館運営事業を 1 件追加しております。

次に、議案第59号「物品の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、市内小中学校の情報教育推進を図るための無線LAN環境整備及び電子黒板ユニット等の購入並びに教職員の校務事務の効率化を図るための校務用コンピュータの更新に係る仮契約を、パステムソリューションズ株式会社と7月14日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「物品の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から20年を経過した第6分団及び第12分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、鹿児島森田ポンプ株式会社と7月28日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案4件について説明いたしました但、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

————— 降 壇 —————